子育て関連手続の必要書類と省略可能な時期

(H29.9時点)

▲=添付が必要な書類 ○=省略可能な書類 ※=年金機構の情報連携開始以降、省略可能となる書類

		省略可能となる時期		
手続名	書類名		本格運用後	完全実施後
		(H29年7月~)	(H29年秋頃~)	(H30年7月~)
保育の支給認定申請書	住民票	A	0	0
	生活保護受給証明書	A	Ο	Ο
	児童扶養手当証書	A	0	0
	特別児童扶養手当証書	A	0	0
	障害者手帳	A	Ο	Ο
	障害者自立支援給付受給者証	A	0	Ο
	障害児入所支援給付受給者証	A	0	0
	障害児通所支援給付受給者証	A	0	0
	中国残留邦人等支援給付受給者証	A	0	0
	課税証明書	A	A	0
	障害基礎年金受給証明書	A	*	*
保育施設等の現況届	課税証明書	提出時期が9月頃の為 該当なし	•	0
児童手当の受給資格・額に ついての認定の請求	課税証明書	A	0	0
	住民票	A	A	0
	健康保険証・年金加入証明書	A	*	*
児童手当の額の改定の 請求及び届出	住民票	A	A	0
児童手当の住所変更等の届出	住民票	A	A	0
児童手当の現況届	課税証明書	提出時期が6月頃の為 該当なし	(H30.6) O	0
	住民票		(H30.6)	0
	健康保険証・年金加入証明書		(H30.6) ※	*
児童扶養手当の現況届	住民票	A	提出時期が7月頃の為	0
	課税証明書	A	該当なし	0

情報連携の対象情報のみを掲載(別途情報連携対象外の情報であって、添付が必要な書類あり)